

DOWAエコシステム株式会社

I 企業情報

令和2年4月1日現在

(1) 名称	DOWAエコシステム株式会社						
(2) 所在地	東京都千代田区外神田4丁目14番1号						
(3) 代表者氏名	代表取締役社長 飛田 実						
(4) 設立年月日	2006年10月1日						
(5) 資本金	10億円						
(6) 従業員数	2,600 人 (グループ全体)						
(7) ホームページ	http://www.dowa-eco.co.jp/						
(8) 保有施設(企業) (グループ企業を含む)	施設(企業)名	浄化等処理施設			セメント製造施設	埋立処理施設	分別等処理施設
		浄化	溶融	不溶化			
	エコシステム花岡(株)松峰工場	○	—	○	—	—	○
	エコシステム花岡(株)本社	○	—	○	—	○	—
	エコシステム秋田(株)焼却工場	○	—	—	—	—	—
グリーンフィル小坂(株)処分場	—	—	—	—	○	—	
(参考)運搬会社: 1社							
(9)汚染土壌処理に関する問い合わせ先	部 署:ジオテック事業部 担当者名:野崎 順兵 TEL:03-6847-1232 FAX:03-6847-1241 E-mail:tomiyamn@dowa.co.jp						

II その他全施設共通項目

1. 汚染土壌管理票の保管

管理票の保管期間について	① 法対象外も含め、全て5年間保管している。 ② 法対象は5年、法対象外は 年間保管している。 ③ 法対象外案件は保管しない。(返送確認後、処分) ④ その他()
--------------	---

2. 定期測定実施状況

(1) 測定頻度について *該当しない場合無記入で可	処理施設からの排水水:(重金属類)1回/月 (VOC)1回以上/年 (ダイオキシン類)1回以上/3年 周縁の地下水: 1回以上/年 *排出口からの大気有害物質: 年に4回
(2) 測定対象について	① 法対象、法対象外案件を問わず実施している。 ② 法対象のみ定期測定の対象としている。 ③ その他()
(3) 測定項目について	① 全て法に規定される項目で測定している。 ② 法対象のみ法に規定される項目で測定している。 ③ その他()

3. 適正処理の推進

土壌汚染対策法や汚染土壌の処理業に関するガイドラインには記載されていないことで、適正処理確保のために独自に取り組んでいること。

受け入れる汚染土壌については全ての案件を管轄行政に届出している。また、処理実績なども毎年報告している。